給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第６号

愛知県春日井市御幸町３丁目１番地１ダイナース御幸壱番館603号

再生債務者　冨田　順一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年２月27日付け再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年３月28日

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（再ロ）第５号

埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地２―34―506

再生債務者　星　　義直

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年３月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年３月30日

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２３年（再ロ）第７４号

大阪市此花区伝法３丁目12番３号

再生債務者　酒井　龍雄

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年３月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年３月29日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再ロ）第１０００５号

茨城県ひたちなか市大字足崎1474番地429

再生債務者　佐野　浩一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年３月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年３月29日　　水戸地方裁判所

平成２３年（再ロ）第８６号

大阪市阿倍野区旭町１丁目６番２―311号

再生債務者　白濱　真樹

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年３月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年３月30日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再ロ）第３号

千葉県茂原市上永吉1041番地　県営住宅４棟306号

再生債務者　大場　朋治

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年３月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年３月30日

千葉地方裁判所一宮支部再生係

平成２３年（再ロ）第２３号

札幌市北区新琴似６条16丁目３番７号

再生債務者　藤本　好恵

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年３月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年３月30日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再ロ）第３号

三重県志摩市浜島町浜島3125番地

再生債務者　柴原　勝弥

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年３月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年３月30日

津地方裁判所伊勢支部再生係

平成２３年（再ロ）第２４号

京都市中京区壬生東高田町６番地６

再生債務者　井上　公男

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年３月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年３月30日

京都地方裁判所第５民事部再生係

国土交通省共済組合定款の一部変更について

国土交通省共済組合定款（平成12年12月27日制定）の一部を次のように変更する。

平成 24 年３月 30 日　　国土交通省共済組合代表者
国土交通大臣　前田　武志

第32条第１項の表中「$\frac{5.09}{1,000}$」を「$\frac{6.01}{1,000}$」に、「$\frac{10.18}{1,000}$」を「$\frac{12.02}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{5.09}{1,000}$」を「$\frac{6.01}{1,000}$」に改める。

附　則

1　この変更は、平成24年４月１日から施行する。

2　変更後の第32条第１項及び第２項の規定は、平成24年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

国土交通省共済組合定款（平成12年12月27日制定）の一部を次のように変更する。

平成 24 年３月 30 日　　国土交通省共済組合代表者
国土交通大臣　前田　武志

第35条中「、貸付経理及び物資経理」を「及び貸付経理」に改める。

附則第８条第２項中「及び物資経理」を「及び貸付経理」に、「、物資経理及び財形経理」を「、貸付経理及び財形経理」に改める。

附　則

この変更は、平成24年４月２日から施行する。

会社その他の公告

合併公告

左記組合は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、財産目録及び貸借対照表は、甲及び乙の主たる事務所に備え置いております。

以上、水産業協同組合法第六十九条第四項において準用する同法第五十三条第二項の規定により公告します。

平成二十四年四月九日

岡山県浅口市寄島町一二〇〇三番三八

（甲）寄島町漁業協同組合

代表理事組合長　三宅秀次郎

岡山県倉敷市玉島乙島八二一九番地

（乙）乙島漁業協同組合

代表理事組合長　原田　格二

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年四月九日

栃木県宇都宮市若松原二丁目六番二号

ヒューマンメディシス合同会社

代表社員　柳田　正明

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年四月九日

千葉県松戸市本町四番地一松戸駅前ハイツ五〇二号室　合同会社マモン

代表社員　山本洋太郎

組織変更公告

当会社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年四月九日

東京都新宿区大久保一丁目一九番四号

合名会社イセ市商店

代表社員　熊木　眞一